

2022年3月3日

日本医学会分科会 事務局御中

日 本 医 学 会

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関するリーフレットの改訂について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和4年2月24日付にて、厚生労働省健康局健康課予防接種室より、別添の通り、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関するリーフレットの改訂について周知依頼がありましたので、貴学会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

関連 URL は下記の通りです。

※別紙1～4のリーフレットは容量が大きいため、下記のHPリンク先をご参照ください。

別紙1 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（概要版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000901219.pdf>

別紙2 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（詳細版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000901220.pdf>

別紙3 HPVワクチンを接種したお子様及びその保護者向けリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000901221.pdf>

別紙4 HPVワクチンの接種に係る医療従事者向けリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000901222.pdf>

※ヒトパピローマウイルス感染症に係る厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html>

なお、詳細は、厚生労働省健康局健康課予防接種室 担当【飯村氏 電話：03-5253-1111（内2947）】にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会事務局 高橋

Tel 03-3946-2121(内4260)

Fax 03-3942-6517

事務連絡
令和4年2月24日

日本医学会 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関するリーフレットの改訂について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）の対象者又はその保護者（以下「接種対象者等」という。）への情報提供については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会・薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）における議論を踏まえ、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）に関するリーフレットの改訂が行われ、今般、別添のとおり都道府県、市町村及び特別区宛てに通知したところです。

別添の別紙1及び別紙2は、接種対象者等が、接種を検討・判断する場合や、接種を希望した場合に円滑な接種ができるよう、子宮頸がんや、HPVワクチンの有効性・安全性に関する情報等を知っていただくことを目的としております。

また、別添の別紙3は、接種対象者等が、接種後の留意点等について理解していただくこと、別紙4は、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に係る医療従事者が、接種対象者等及び接種を希望する者へ適切な対応をしていただくことを目的としております。

つきましては、貴会加盟分科会所属会員への周知について特段の御配意をいただきますようお願いいたします。

（別添）都道府県、市町村及び特別区衛生主管部（局）宛事務連絡

（別紙内訳）

- 別紙1 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（概要版）
- 別紙2 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（詳細版）
- 別紙3 HPVワクチンを接種したお子様及びその保護者向けリーフレット
- 別紙4 HPVワクチンの接種に係る医療従事者向けリーフレット

（参考）

リーフレット掲載：厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する情報提供資料」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/leaflet.html>

事務連絡
令和4年2月24日

各〔都道府県
市町村
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関するリーフレットの改訂について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）の対象者又はその保護者（以下「接種対象者等」という。）への情報提供については、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等の維持、確保について」（令和3年12月28日健健発1228第1号厚生労働省健康局健康課長通知。以下「12月通知」という。）において、接種を検討・判断するためのヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の有効性・安全性（ベネフィットとリスク）に関する情報等や、希望する場合に円滑な接種を行うために必要な情報等を提供することとしております。

また、12月通知において、地域の医療機関に求められる役割として、HPVワクチンに関する最新の知見や、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する相談支援体制・医療体制等について理解を深めるよう努めることが望ましく、接種対象者等へ適切な対応をしていただくこととしています。

今般、最新の科学的知見等を踏まえ、別紙1から4のリーフレットについて、記載内容を更新するとともに、別紙4については、医療従事者にとっても読みやすい構成となるよう改訂しました。

つきましては、今後のヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する情報提供に当たって、改訂したリーフレット又は同様の趣旨の情報提供資材を適宜活用いただくとともに、改訂前のリーフレットは使用しないようご注意ください。

なお、公益社団法人日本医師会等に対し、本件に係る周知協力を依頼していることを申し添えます。

(別紙内訳)

- 別紙1 「HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット
(概要版)」
- 別紙2 「HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット
(詳細版)」
- 別紙3 「HPVワクチンを接種したお子様及びその保護者向けリーフレット」
- 別紙4 「HPVワクチンの接種に関する医療従事者向けリーフレット」

(参考)

リーフレットを掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する情報
提供資料」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/leaflet.html>